

2024年度事業報告書

自 2024年 1月 1日

至 2024年12月31日

2025年3月

一般社団法人大学監査協会

目 次

【会務の概況】

理事会	1
総 会	1
委員会	2

【活動の概況】

会議、研修会並びに研究会議	3
刊行物	1 7

【基準類】 1 7

【研究成果】 1 7

【事業計画書】 1 7

【会員の増減】 2 1

【2 0 2 4 年 1 2 月 3 1 日現在の会員名簿】 2 2

【役員名簿】 2 3

【委員会等委員名簿】 2 3

【会務の概況】

理事会

- ・ 2月28日 第62回理事会 オンライン（ZOOMを使用）

I. 決議事項

- 第1号 本協会の2023年度事業報告の承認について
- 第2号 本協会の2023年度決算の承認について
- 第3号 「監事と評議員会とのコミュニケーション・ガイドライン」の策定について
- 第4号 「監事と会計監査人との連携に関する実務指針」の策定について
- 第5号 「大学法人における監事監査の強化・充実に関する指針」の一部改訂について
- 第6号 「監事が実施する学校法人の業務監査の意義（2022年3月1日）」の廃止について
- 第7号 第29回総会議事次第案について

- ・ 7月 3日 第63回理事会 オンライン（ZOOMを使用）

I. 決議事項

- 第1号 「大学ガバナンスコード」の一部改訂について
- 第2号 「会計監査人の選任及び会計監査人による会計監査等に関する監事監査実施基準」の制定について
- 第3号 「監事機能から見た常勤監事の必要性和非常勤監事の役割」の策定について
- 第4号 ガバナンス・コードの見直し及び実効的確保の方策に向けての私学における統一的大学ガバナンス・コードの策定と対応について

- ・ 11月13日 第64回理事会 オンライン（ZOOMを使用）

I. 決議事項

- 第1号 2025年度事業計画案の承認について
- 第2号 2025年度予算案の承認について
- 第3号 「学校法人監事監査基準等」の一部改訂について
- 第4号 「大学の内部監査基準」等の一部改訂について
- 第5号 「会計監査人の選任及び会計監査人による会計監査等に関する監事監査実施基準」の一部改訂について
- 第6号 第30回総会議事次第案について

総会

- ・ 3月19日 第29回総会 於：関西大学東京センター

I. 決議事項

- 第1号議案 本協会の2023年度事業報告の承認に関する件
- 第2号議案 本協会の2023年度決算の承認に関する件

II. 報告事項

- 第1号 「監事と評議員会とのコミュニケーション・ガイドライン」の策定について
- 第2号 「監事と会計監査人との連携に関する実務指針」の策定について
- 第3号 「大学法人における監事監査の強化・充実に関する指針」の一部改訂について
- 第4号 「監事が実施する学校法人の業務監査の意義（2022年3月1日）」の廃止について

・ 12月11日 第30回総会

於：関西大学東京センター

I. 決議事項

第1号議案 2025年度事業計画案の承認に関する件

第2号議案 2025年度予算案の承認に関する件

II. 報告事項

第1号 「大学ガバナンスコード」の一部改訂について

第2号 「監事機能から見た常勤監事の必要性和非常勤監事の役割」の策定について

第3号 「学校法人監事監査基準等」の一部改訂について

第4号 「大学の内部監査基準」等の一部改訂について

第5号 「会計監査人の選任及び会計監査人による会計監査等に関する監事監査実施基準」の一部改訂について

委員会

1. 企画委員会

・ 2月 8日 第1回

於：中央大学駿河台キャンパス

協議事項

1. 大学ガバナンスコードの改訂について
2. VFM監査の導入方法について
3. 学校法人監事監査基準等の改訂について
4. 監事が実施する学校法人の業務監査の意義について

・ 3月 7日 第2回

於：中央大学駿河台キャンパス

協議事項

1. 大学ガバナンスコードの改訂に当たっての論点整理について
2. 学校法人監事監査基準等の改訂について

・ 4月24日 第3回

於：中央大学駿河台キャンパス

協議事項

1. 大学ガバナンスコードの改訂について
2. 学校法人監事監査基準等の改訂について
3. VFM監査のとりまとめについて
4. 監査研修について

・ 5月29日 第4回

於：中央大学駿河台キャンパス

協議事項

1. 大学ガバナンスコードの改訂案のとりまとめについて
2. 学校法人監事監査基準等の改訂案のとりまとめについて

・ 6月12日 第5回

於：中央大学駿河台キャンパス

協議事項

1. 大学ガバナンスコードの改訂案のとりまとめについて
2. 学校法人監事監査基準等の改訂案のとりまとめについて

- ・ 9月19日 第6回 於：中央大学駿河台キャンパス
 協議事項
 1. 大学ガバナンスコードの改訂案の最終確認について
 2. 学校法人監事監査基準等の改訂案について
 3. 大学の内部監査基準、内部監査実施のフローチャート、内部監査の実施手順並びに内部監査プロセスのチェックリストの改訂案について
 4. VFM監査のとりまとめについて

- ・ 10月17日 第7回 於：中央大学駿河台キャンパス
 協議事項
 1. 大学ガバナンスコードの改訂案の最終確認について
 2. 学校法人監事監査基準等の改訂案について
 3. 大学の内部監査基準、内部監査実施のフローチャート、内部監査実施の基本手順並びに内部監査実施プロセスのチェックリストの改訂案について
 4. 2025年度事業計画案について

- ・ 10月29日 第8回 於：中央大学駿河台キャンパス
 協議事項
 1. 学校法人監事監査基準等の改訂案について
 2. 大学の内部監査基準、内部監査実施のフローチャート、内部監査実施の基本手順並びに内部監査実施プロセスのチェックリストの改訂案について
 3. 2025年度事業計画案について

- ・ 12月10日 第9回 於：中央大学駿河台キャンパス
 協議事項
 1. 監事のための学校法人会計基準のガイドラインの策定について
 2. VFM監査のとりまとめについて
 3. 私立学校法及び政省令の改正に伴う理事・監事・評議員の責任の範囲とそれへの対応について
 4. 監査研修のプログラムについて

3. 内部統制分科会

分科会報告（3本）のとりまとめに向けてメール方式で7回にわたり協議

4. 教学監査分科会

開催なし

5. 監事監査分科会

分科会報告（2本）のとりまとめに向けてメール方式で5回にわたり協議

会議、研究会議並びに研修会等

- ・ 1月23日 監査課題研究会議
 ～令和5年改正私立学校法による内部統制システムの法制度化とその監事監査へのインパクト～
 於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

令和5年改正の私立学校法において、学校法人ガバナンスの充実に向けた幾つかの制度改革がなされたが、そこには、内部統制システムについての規定の明文化など、内部統制システムを通じた学校法人ガバナンスに係る改正が含まれている。しかし、内部統制システムとは何か、内部統制システムをどのように整備し運用するのかなど、これまでの理解で十分かどうか、改正法施行前に改めて確認しておく必要がある。また内部統制システムの整備（構築・運用）については理事会の責任が重いといえるが、監事として内部監査システムに対して監査業務としてどのように関与するのか、改めて検討することとした。内部統制システムの整備は法人経営にとっての有益かつ有効なツールであるとの常識があり、学校法人にも妥当することはいうまでもない。今次の私立学校法改正により内部統制システムに係る規定の整備がなされ、とりわけ大規模な大臣所轄学校法人にとっては理事会が内部統制システムに関する方針を決定し、理事長を中心とする執行部門が具体的な整備、そして運用の責任を負っている。内部統制システムに関しては、監事監査との関係も、実務上、重要な検討課題となっている。

そこで、監査役監査における内部統制システムに対する監査に係る基準等を参考に、学校法人における内部統制システムの整備・運用と、監事による内部統制システムに対する監査の在り方を検討し、今次の改正私立学校法による内部統制システムの法制度を見るとともに、その監事監査へのインパクトはどれほどかを見ていくこととし、それらをもとに協議した。

・ 1月31日 監査課題研究会議

～私立学校法及び想定される省令等による監事監査への影響と留意点～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

2023（令和5）年通常国会に提出された「私立学校法の一部を改正する法律案」が2023年4月26日に参議院本会議にて可決され、5月8日に公布された。その後、寄附行為作成例が8月23日、11月16日に改正され、改正私立学校法は2025年4月1日から施行されるが、現時点では省令等が公表されてなく、不明点が多々存在する。ただ、同法は、大学及び大学法人の自主性・自律性を否定するものではなく、それぞれが自律的にガバナンスの改善強化を行うこととセットになっている。

準備期間は1年半程度しかないため、限られた情報から課題を予め整理し、省令等が公表され次第、具体的な対応を検討する必要がある。公表が想定される省令で監事監査に大きな影響を与えるものとしては、改正学校法人会計基準、内部統制システムに関する省令、私立学校法監査に関する省令等が考えられる。

そこで、文部科学省から公表されている資料をもとに2024年1月31日現在において判明している事項を整理し、さらに株式会社等における実務を参考として、今後の検討課題を提示し、それらをもとに協議した。

・ 3月 8日 教学監査研究会議

～教学監査基準と第三者評価・認定～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学監査協会は、各種基準類のうち、教学監査基準及び教学監査のチェックリストを2023年2月に改訂した。この教学監査は、大学の組織が大学経営の目的達成のために適切に整備され、個々の組織が有機的に連携してそれぞれの役割機能を果たしているか、すなわちマネジメントシステムとして機能しているかを部局単位・部署単位あるいは目的別に点検するものである。他方で、学科等の教育プログラムには、「教育基本法、学校教育法に規定されている大学における教育の目的」及び「当該大学の設立の理念に基づく大学の教育方針」に基づいて設定される教育目標が示す知識・能力を、すべての修了生に所定の水準以上で身に付けさせるものであることが求められる。したがって、学科等の教育プログラムの策定及び運用のプロセスは、マネジメントプロセスそのものであるといえ、教学監査の対象となる。すなわち、教学監査は、大学の目的達成のために 教育研究が円滑に行われ、結果として学生の成長と社会の発展に資するための支援機能の役割を担い、改訂した基準及びチェックリストはこの立場を

明確にするために定められている。

2025（令和7）年の施行が予定されている2023（令和5）の私立学校法改正により、学校法人は会計監査人を監事とは別に置くことができるようになる。このため、監事は教学についても十分な時間を割くことが求められる。一方で、教学は学校教育法他の定めによる定期的な認証評価を文部科学省の認証を受けた機関から受けることが義務付けられている。加えて、分野によっては、日本技術者教育認定機構(JABEE)、日本看護学教育評価機構(JABNE)、薬学教育評価機構(JABPE)、日本医学教育評価機構(JACME)と、教育の国際的同等性の確保を目指す分野別認定機関が存在する。すなわち、教学監査は、これら認証評価や認定制度が存在することを前提とし、教学の二度手間を避ける工夫も必要であろう。このため、改訂した基準及びチェックリストは、これら認証評価や認定の基準と同様、教育の内部質保証が担保されていることを重視している。

そこで、教学監査基準及びチェックリストを概観したうえで、すでに教学が経験している認証評価や認定の基準との異同を確認し、教学監査に臨む際のポイントを考察し、それらをもとに協議した。

・ 3月15日 監査課題研究会議

～評議員会の機能の実質化と内部統制との関わり～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

私立学校法の定めるところにより設立される学校法人（私立学校法3条1項）には、法人の構成員たる社員（たとえば、株式会社における株主）が存在しない。それゆえ、学校法人においては、社員による各種監督は正権の行使、そして、究極的には社員総会による理事の選解任を通じて、理事会の業務執行の決定または理事の職務執行を牽制・監督し、業務執行の適正化を図ることはできない。そこで、社員総会に代わり、私立学校法の下で、学校法人は、評議員会を設置することが義務付けられている。評議員会は、学校法人の経営の適正化にとって重要な役割を果たすことになる。

一般財団法人の評議員会が議決機関であるのと同時に牽制・監督機関であると考えられるのに対し、学校法人の評議員会は、寄附行為の定めいかんにより、諮問機関にも議決機関にもなりうるが、そうであるがゆえに、牽制・監督機関としての性格は必ずしも明確ではない。諮問事項を通じての監督機能に期待するにしても、その全部または一部を評議員会の議決事項とするか否かが寄附行為の自治に委ねられている点で学校法人の評議員会は一般財団法人の評議員会と異なる。

評議員会の法的位置づけや権限を明確にし、その機能を実質化させるために、2019年における私立学校法の改正後においても、評議員会制度の在り方について継続的に議論がなされてきた。2022年1月には文部科学省大学設置・学校法人審議会学校法人分科会に「学校法人制度改革特別委員会」が設置され、同年3月29日に、そこでの検討結果を取りまとめた「学校法人制度改革の具体的方策について」と題された報告書が公表された。この中で、評議員会の地位や理事会と評議員会の意思決定権限などについて提言がされた。同報告書を踏まえ、同年5月20日には「私立学校法改正法案骨子」が公表され、その後、2023年2月17日に「私立学校法改正法案」が第211回国会（常会）に提出され、同年4月26日、「私立学校法の一部を改正する法律」が成立した。

そこで、改正私立学校法の下で、評議員会が学校法人の機関としてどのように位置づけられるのかを整理、確認したうえで、評議員会の機能を実質化させるべく、改正私立学校法や関連法規においていかなる規定が置かれているのかについて考察した。

さらに、改正私立学校法の下では、大臣所轄学校法人等には、内部統制に係る決定が理事会に義務づけられるとともに（改正私立学校法148条・36条3項5号）、会計監査人の設置が義務づけられた（改正私立学校法144条）。私立大学を設置する学校法人のほとんどは、大臣所轄学校法人等に該当すると考えられるが、こうした学校法人では、理事会、監事、会計監査人、内部監査部門が内部統制の活用を通じて情報を共有し、連携することが求められる。これに対し、評議員会が、内部統制の中にどのように位置づけられ、それを活用すべきかについては必ずしも判然としない。

ただし、予算・事業計画の作成・変更は評議員会の意見を聴かなければならない事項とされているところ（改正私立学校法36条3項6号・4項）、これらは内部統制の一環として位置づけることもできるであろう。そうであれば、評議員会は、一定の範囲で内部統制システムの整備、運用に関与し得るもの

と解される。

そこで、評議員会が、内部統制の中でどのように位置づけられ、いかなる役割を果たすことが要請されるのかについて考察した。あわせて学校法人の中には、子法人を有し、グループ経営をするところも見られることから、親法人たる学校法人の評議員会が学校法人グループの経営にどのようにかわるべきかについても若干の検討を試みた。

・ 3月28日 監査課題研究会議

～私立学校法改正に対応した内部統制の理解と今後の対応～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

改正私立学校法の適用が1年後に迫っている。寄附行為の改正や改正後の制度設計に適合した役員、評議員等の選任等に加えて、内部統制システムの整備も私立学校法改正における重要な課題となりうる。内部統制システムの整備は、形式的に体制を整えればよいというものではなく、運用状況も事業報告書に記載され、監事の監査対象となることに留意が必要である。

内部統制システムとは、理事の職務執行の法令・寄附行為への適合性、学校法人の業務の適正性を確保するための体制であり、重大な不祥事が発生した場合は、内部統制システムが有効に機能していなかったと評価される可能性が高く、当然に理事会や業務執行理事、あるいは監事の責任が問われることになる。したがって、このような状況に陥らないように内部統制システムの有効性を検証することが監事にとって重要な責務となる。

一方、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（最終改正 令和5年（2023年）4月7日 企業会計審議会）（内部統制基準）による内部統制の定義がすでに存在しており、若干の混乱が生じているようにも見受けられる。私立学校法の内部統制システムは業務の適法性・適正性の確保を主目的としているように見受けられるが、内部統制基準は、財務報告の信頼性に貢献するための内部統制に重点を置いている。しかしながら、内部統制基準における内部統制は、4つの目的（業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令遵守の促進、資産の保全）を達成するためのものであり、財務報告の信頼性確保だけを目的としたものではない。私立学校法及び内部統制基準において2つの内部統制概念が提示されているとしても、共に学校法人の価値向上に貢献するためのものであることには変わりはない。

そこで、両者の理解を深めるために、2つの内部統制の比較整理も併せて行い、続いてそれらをもとに協議した。

・ 4月16日 監査課題研究会議

～大学ガバナンス改革にとって、なぜ大学監査は重要か～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

日本の大学を取り巻く社会環境の、変化に対応するために、各大学においては、平時からの確で素早い経営判断を行える体制づくりが継続して求められているが、一方で、その対応の遅れが不祥事を導く遠因となった例も見られることから、学校法人ガバナンスの再構築が求められ、関係法令等の改正によるガバナンスの強化・運営の透明性の確保を中心とした改革が進められてきた。

そのような具体的動きの例が、大学のガバナンス改革等に向けた2019年の学校教育法・私立学校法の改正であったが、学校法人の運営（ガバナンス）の適正化・透明化を一層向上させるため、私立学校法がさらに改正され、2023年5月8日に公布された。

改正私立学校法により、既存の学校法人の「機関」である理事、理事会、監事、評議員、評議員会などに大きな変更が加えられた。さらには新たに会計監査人制度が創設され、会計監査人の資格・選解任等の手続が整備された。その結果、各機関相互の「協働と牽制関係」の確立という課題が改正私立学校法の下では求められることになったが、改正法の趣旨を実現するために、各機関は具体的にどのように連携し、その権限をどう行使すべきかは必ずしも明確ではなく、学校法人自身でそれを考えて実行して

いなくてはならない。たとえば今次の改正私立学校法において強調された学校法人経営に対する「牽制」機能という面では、理事相互間の牽制機能、評議員会の理事会監督機能等が重要となり、もとより業務監査等の職責を担う監事の役割への期待がさらに高まってくると考えられる。しかし、監事に対するそのような期待に応えるべく、監事はいったい何をすべきかは、学校法人内部で、とりわけ監事自身において必ずしも明確に意識されていないのではないかと。今後、その点の議論の深化が期待されるが、その時代が到来していることを監事自身が強く認識しなければならない。

学校法人の存在意義・使命は、設立の理念に基づく教育研究を通して人を育て、教育研究の成果を還元して社会に貢献していくことにある。その場合、大学の自主性・自律性が尊重されなければならない。補助金を受けているかどうかにかかわらず、すべての学校法人は社会に対して高い信頼性と公共性を併せもつことが要請されている。したがって、学校法人は、自主性・自律性の維持・向上に努めるとともに、同時に、教育研究の充実を介して自らの価値を向上させ、社会によりよく貢献していく必要がある。しかも、多くの学校法人が国民の税金を原資とする補助金を受けているという現実も考慮すれば、民間企業をはるかに上回る透明性の高い経営が求められているとさえいえる。

そこで、学校法人自身が今次の改正私立学校法の趣旨を理解し、自主的、自律的に改革を進めていかなければならないとして、大学ガバナンス改革にとって、なぜ大学監査は重要か、という、いわば当たり前のことを原点に戻って今一度検討してみることとし、それらをもとに協議した。

・ 4月30日 監査課題研究会議

～大学ガバナンス・コードの改訂と大学ガバナンス改革 ― 私立学校法改正を受けて考える大学ガバナンス・コードによる規制の意義～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

2023年4月26日、私立学校法の改正法が成立した。文部科学省は、この改正に係る基本的な考え方として、ガバナンス改革は学校法人自らが主体性をもって行わなければならない、またガバナンス改革は、私立学校の教育・研究の質を向上させるための1つの手段である、としている。

前回（2019年）の私立学校法改正の前後から、文部科学省設置の委員会等は「私立大学版ガバナンス・コード」策定を推進する方向性を示していた。2021年3月公表の「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」（学校法人のガバナンスに関する有識者会議報告）では、大学ガバナンス・コードに盛り込むべき事項に具体的に言及し、遵守状況の公表推進とできる限り早期のコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指していくべきとされ、また、2022年3月公表の「学校法人制度改革の具体的方策について」では、ソフトローとしての大学ガバナンス・コードの見直しや実効性の確保の方策について、自主的な検討と改善を促すとしていた。このたびの改正私立学校法も、大学ガバナンス・コードの活用とそのコンプライ・オア・エクスプレイン方式への早期の移行を前提としているものといえる。

コンプライ・オア・エクスプレイン方式とは、大学関係者がプリンシプル・ベースでガバナンス改革の趣旨・精神を確認・共有することを前提として、プリンシプルの具体化に当たっては、各大学の自主性・多様性（沿革や実情等）を尊重し、自律性に基づいてコードが示すのとは異なる実施方法を採用することも、各大学の説明（エクスプレイン）によって許容される方式である。これにより、原則の実施を確実なものとし、また、遵守状況と説明を開示することで、大学相互の情報共有とステークホルダーによる大学の比較可能性も確保される。

そこで、私立学校法改正に係る基本的な考え方である「主体性をもって行うガバナンス改革」という視点から、今回の改正私立学校法の内容を勘案し、大学ガバナンス・コードはどのように理解され・改訂されるべきなのか、また、コンプライ・オア・エクスプレイン方式とはそもそもどのようなものなのかを確認して、大学ガバナンス・コードの活用・改訂の意義を把握しておくことが必要であるとの提示をし、それらをもとに協議した。

・ 5月30日 教学監査研究会議

～教学監査の理論と実際—大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系の中での教学監査の位置づけ・枠組みとその監査の視点～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

これまで法人・大学の業務の監査の中で、従来あまり手が付けられてこなかった教学業務の監査に関し、その役割とそれに必要な枠組み、及び大学の監査体系の中での位置づけという観点からの検討を踏まえ、教学監査基準と教学監査チェックリストをまとめ、公表して、研究会議等を通じ、その内容の普及に努めてきた。これまでも示してきたが、大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系、及びその監査の視点について、監査事案を交えての解説をし、教学監査とは何か、そして目指すところを理解し、それを大学監査に反映させることにより、大学経営の目的達成に貢献していくことを期待している。

大学は、教育研究の充実化により、その成果を社会に広く還元していかなければならない組織である。そのためにも大学法人がその透明性ある運営を前提に、運営基盤を強化し、大学が教育研究の質向上を図るよう継続的に努力していく「攻めのガバナンス」が必要である。この「攻めのガバナンス」には何が重要であり、監査はどうかかわるべきであろうか。健全な大学ガバナンスの中に教学に関するガバナンスが設けられ、これに基づいて構築された教学マネジメントシステムによって教育研究が推進されることとなる。

そこで、大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系の中での教学監査の位置づけ・枠組みとその監査の視点を押さえ、大学の価値向上と持続的発展を支援する教学監査の在り方を提示した。その際、忘れてはならないことの一つが教学ガバナンスと教学マネジメントシステムの枠組みや体制ばかりでなく、機能しているかを見ることである。そのうえで、それらをもとに協議した。

・ 6月14日 監査課題研究会議

～学校法人の「自主的なガバナンス」の構築に向けて監事の果たす役割～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学監査協会は、2025年4月の改正私立学校法の施行に向けて、様々な文書を公表し、講演やセミナー等を企画してきた。それらの中で、特に、学校法人の内部統制の構築運用とこれに関する監査、評議員会の役割強化に伴う監事のかかわり方、会計監査人制度の創設に伴う会計監査人と監事の連携等、常勤監事と非常勤監事の役割など、個別に取り上げたテーマは、いずれも重要なものであり、各学校法人は改正法施行前から検討を加え、体制を整備しておかなければならない重要な事項である。改正法の施行時には、それに間に合わせることに終始し、ともすれば形ばかりの対応に陥ってしまいがちである。しかし、それでは、今回の私立学校法改正の意義や目的がなおざりにされるおそれがある。

そこで、今回の改正法が壮大な「私立学校ガバナンス改革」の一環、考え方によっては小さな一歩前進に過ぎないものであるとの認識に立って、新たに創設された様々な制度について、法は何を各学校法人に求めているのか、それを実現することがどのような意味を持つのか、といった根源的な問いに立ち返ることが重要である。そのことを通じて、近時の「私立学校ガバナンス改革」が描く「あるべき姿」、すなわち本来の改革の到達点として構想されたものを再確認しておくことに意義があり、形だけの対応ではなく、対応の実質を求めることが必要であるということを提案し、様々な文書の内容や2019年の私立学校法の改定内容にも触れつつ、「私立学校ガバナンス改革」という観点から、その改革における監事の役割を中心に考察した。

・ 6月26日 監査課題研究会議

～私立学校法改正による監事監査基準改正の方向性及び学校法人会計基準改正による監事監査への影響～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

改正私立学校法は2025年4月1日から施行されるが、2023年4月29日現在、省令等は公表

されておらず、実務上の対応においては、依然として不明点が見受けられる。

2025年4月1日から適用される改正私立学校法が、大学法人の監事監査に影響を与える主な事項として考えられる「会計監査人の選任、再任、不再任の評議員会に対する議案の提出は監事が行う」「事業報告書が監事の監査対象となる」「内部統制システムに関する理事会決議の内容の相当性と運用状況の妥当性について意見表明することになる」など5点の提示があった。

これらによって、監事監査の実施方法及び監査報告書の記載について、相当程度の見直しが必要となる。さらに監事の選任は評議員会が行い、評議員会に提出する議案の調査等が監事の職務に追加されるなど、監事と評議員会の関係も変化することになる。このたびの私立学校法改正は監事監査に大きな影響を与えるため、2025年度における監査計画の策定は、早期に開始する必要があるとの提示もあった。

大学監査協会は、2025年度の監事監査における計画、実施、報告等が円滑に進むよう、現在「監事監査基準等」の改訂作業を行っているが、現時点では、省令等が公表されておらず確定したものとはなっていないが、改正の方向性について報告がされた。また、2025年4月1日から適用される学校法人会計基準の改正は、適用時期までの期間が短いこともあり、大きな改正にはならないとされているが、例えば、セグメント情報の開示は、大学、病院等の事業活動収支の状況を示すことになるため、法人経営に対し様々な影響を及ぼす可能性がある。したがって、監事にとって、基準の理解は引き続き重要なものとなる。

そこで、現時点における最新の情報に基づき、基準改正による実務への影響について解説をした。そのうえで、それらをもとに協議した。

・ 7月22日 監査課題研究会議

～大学ガバナンス改革がめざす地平と大学監査―要諦は監事がいかにIRを使いこなすのか～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

近年の大学ガバナンス改革は、今後の大学マネジメントにおいて、法人や大学の統廃合も含む、これまでにない大きな意思決定が必要となる将来を、如実に示唆したものである。すなわち、今後の大学監査においては、そういった意思決定の適切性も対象となってくるであろう。期待される業務範囲は拡大し、善管注意義務等の重責も加わり、監事が、個人の能力や経験だけに頼る判断を続けることは、組織にとっても、個人にとっても、リスクが大きい時代となった。新たな時代の監査業務には、新たな力が必要となる。

IR は、意思決定の支援を中心的な機能としている。つまり、IR を導入した時点で、誰の意思決定を支援するのかが、内包されている機能ともいえる。その機能を監査することは、意思決定のプロセスに対し、どのような方法で、どのようなエビデンスを提供しているのかを確認することであり、それはすなわち、意思決定者が、どのようなエビデンスを、どのように用いたのかを確認すること、そのものといえる。

また、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」から「教学マネジメント指針」に繋がる流れからは、学修成果や教育成果の把握と可視化を起点とした内部質保証システムの重要性が謳われ、これが大学機関別認証評価においてもますます中心的な事項となっているが、ここでも IR が教学マネジメントを支える基盤となっている。IR の監査を通し、どのようなデータに基づいて内部質保証の PDCA を回しているのかを確認すれば、教学マネジメントのあり方自体を理解することにもつながる。

そこで、現代の大学マネジメントにおいては、IR 機能が、監事監査にとっても、大きな武器となるし、IR 機能を監査し、IR の実質化・高度化を促進し、監事が IR とも連携することで、大学の監査は、大きな力を得ることとなり、その実践的な方法を、IR データの実例等にもとづき、課題も含めて解説し、それらをもとに協議した。

- ・ 7月30日 監査課題研究会議
～令和5年私立学校法の下での監事と会計監査人の連携強化
ー監査の実効性確保に向けてー

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

令和5年改正私立学校法により、大臣所轄等学校法人に会計監査人の設置が義務付けられた。これまでも学校法人は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士または監査法人の監査報告書制度との関係で会計監査が求められていた。しかし、この改正により、職業的会計専門家による会計監査が会計監査人による監査として私立学校法上の制度とされたことにより、会計監査人の職務に関する規定が整備され、学校法人と会計監査人の法的関係や責任等が明らかにされた。同時に、監事は会計監査人との連携を強化し、両者が両輪となって学校法人における監査を実効的に行うことが要請されている。

令和5年改正私立学校法並びに関係省令、さらには、本協会が策定した実務指針等を取り上げ、監事と会計監査人がそれぞれ果たすべき役割は何か、について検討した。とりわけ、会計監査人が職業的会計専門家として会計監査を担うことにより、監事は業務監査に注力することが可能となるが、両者がそれぞれの視点から学校法人を監査することにより、学校法人会計の適正化が図られるとともに、学校法人の不祥事が可及的に防止され、理事の業務執行が効率化かつ健全化することが期待されるところとなった。

他方、監事と会計監査人がそれぞれの職務を適切に果たすためには、両者の連携強化や内部統制システム等を通じた情報共有が不可欠となり。監事と会計監査人の連携を強化し、監査の実効性を確保するための私立学校法、関係省令ないしは指針等を参照し、その具体的な方策を検討した。監事と会計監査人は、学校法人ガバナンスの強化にとってきわめて重要な役割を果たすことが要請されているといえるが、そのためには、理事会や評議員会との連携も不可欠である。さらに、必要に応じ、他の機関との連携を巡る諸問題についても取り上げた。そしてそれらをもとに協議を進めた。

- ・ 8月 6日 監査課題研究会議
～リスクアプローチによる監事監査の進め方～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

社会環境の変化は激しく、また複雑化している。そのため、学校法人が対応すべきリスクも増大しているが、これに対応してリスクマネジメントの体制を適時に更新していくことは容易ではない。このことは、監事が法人経営に重要な悪影響を及ぼす事象を見逃すリスク（監事監査における監査リスク）が増大していることを意味する。しかしながら、現実には限られた時間と人数によって監事監査が実施されているのが現状である。

重大な不正を監事が見逃してしまった、あるいは発見していたにもかかわらず適切な対応が取れなかったという状況に陥るリスクを、監事監査における監査リスクという。

監事の監査リスクを低減するためには、学校法人において発生すると考えられる不祥事等をすべて抽出し、その発生可能性と重要性を評価したうえで、限りある資源（人員、時間）を重点的に配分して監査していくしかない。そのためには、学校法人の内外環境、組織風土、理事長をはじめとする執行部の意識・考え方、内部統制の整備状況等を十分理解することがまず必要である。そのうえで監事としてどの領域を優先的に監査するかを決定し、具体的な監査実施計画を策定することになる。このような監査をリスクアプローチに基づく監査と呼ぶ。

監事が実施する業務監査においては、法人内のすべての業務の中から、どの業務に不正行為や法令違反が生じる可能性が高いかを評価する必要があるため、法人の理解に相当の時間をかける必要がある。したがって、リスクアプローチに基づく監査は、決して容易なものではない。

そこで、監事監査における重要性の設定、リスクを洩れなく抽出する手法、優先順位の決定、リスクに対応した監査手続の立案、監査手続の実施方法等について、具体的に解説し、それらをもとに協議した。

- ・ 9月10日 内部監査研究会議
～内部監査の課題とその対応～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学を取り巻く外部環境はますます厳しくなっている一方で、大学における不祥事は後を絶たず、大学内部管理体制も決して十分とはいえない状況にある。このような環境下で、今後、大学が生き残っていくためには、大学としてのガバナンスの強化と適切な内部統制の構築が不可欠となる。その中でも、今後ますます重要な役割を担っていかなければならないのが内部監査である。

システム監査に焦点を当ててみると、内部監査として発展し、多くの企業で実施されるようになっていくが、大学ではほとんど実施されていないのが現状である。しかしながら、厳しい大学経営を乗り切るために情報システムを有効かつ効率的に活用することが不可欠になっている。

そこで、内部監査が本来持っている意義や目的を再認識したうえで、企業における内部監査高度化のための取組みを紹介し、それと比較しつつ、今次の改正私立学校法をも踏まえて、あるべき姿を探りながら大学における内部監査をどのように推進すればよいかの検討をしていき、大学経営に貢献できる内部監査とは何かを提示し、それらについて協議を進めた。

- ・ 9月18日 監査課題研究会議

～大学ガバナンスコードを通して私立学校法改正とガバナンスを考えるーハードローの整備・ソフトローの活用から自主性と自律性に適うガバナンス構築のために～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

2023年4月26日、私立学校法の改正法が成立した。また、対応する政省令改正が待たれたが、ようやく2024年6月11日に閣議決定、同14日に官報公示となった。

文部科学省は、これらの改正に係る基本的な考え方として、ガバナンス改革は学校法人自らが主体性をもって行わなければならない、またガバナンス改革は、私立学校の教育・研究の質を向上させるための1つの手段である、としている。

前回（2019年）の私立学校法改正の前後から、文部科学省設置の委員会等は「私立大学版ガバナンス・コード」策定を推進する方向性を示していた。2021年3月公表の「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」（学校法人のガバナンスに関する有識者会議報告）では、大学ガバナンス・コードに盛り込むべき事項に具体的に言及し、遵守状況の公表推進とできる限り早期のコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指していくべきとされ、また、2022年3月公表の「学校法人制度改革の具体的方策について」では、ソフトローとしての大学ガバナンス・コードの見直しや実効性の確保の方策について、自主的な検討と改善を促すとしていた。このたびの改正私立学校法も、大学ガバナンス・コードの活用とそのコンプライ・オア・エクスプレイン方式への早期の移行を前提としているものといえる。そのことから、私立学校法改正に係る基本的な考え方である「主体性をもって行うガバナンス改革」という視点から、今回の改正法の内容を勘案し、大学ガバナンス・コードはどのように理解され・改訂されるべきなのか、また、コンプライ・オア・エクスプレイン方式とはそもそもどのようなものなのかを確認して、大学ガバナンス・コードの活用・改訂の意義を把握しておくことが必要と考えられる。ところで、2023年の私立学校法改正には、制定法上のガバナンス強化策を定めており、従来は、ソフトローたる大学ガバナンス・コードに委ねられていた内容を取り込んでハードロー化した点が多く含まれている。

そこで、当協会版大学ガバナンス・コードの改訂点の解説に加え、一連の私立学校法の改正に伴う大学におけるガバナンスのあり方と大学がその公共性を前提に、独自性を発揮して社会に貢献していくための基本となる、ソフトローとしての大学ガバナンス・コードの本質的意味を考え、学校法人の真の発展に活かすための方策についても検討した。この際、大学ガバナンス・コードは大学監査にとって極めて重要なツールとなりうること、換言すれば、大学ガバナンス・コードを活用した大学監査は、不正の指摘のみならず、学校法人が健全な独自性を発揮して大学価値を向上させていくための一助となるも

のであることについても解説し、それらをもとに協議を進めた。

・ 9月24日 教学監査研究会議

～教学監査を有効に機能させるための基礎の理解、

必要なスキル、評価の視点～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学法人の設置者は、設置する大学がその設立の趣旨を十分に達成できるよう、人材・資金・施設設備を用意提供する義務があり、これらが適切に準備されているか否かを確認し、万一不備がある場合には、是正行動を経営陣に対して指摘するための点検業務が監査の重要な役割の一つである。一方、設置者は、大学法人が設置した大学が設置当初の目的通りに大学運営がなされているか、あるいは外部環境の変化に応じた対応行動がとられているか等を確認し、計画の見直し等に反映させていく必要もある。このため大学法人並びに設置した組織を独立した立場から点検する仕組みが必要であり、ここに監査のもう一つの側面がある。

本協会では、これまで法人・大学の業務の監査の中で、従来あまり手が付けられてこなかった教学業務の監査に関し、その役割とそれに必要な枠組み、及び大学の監査体系の中での位置づけという観点からの検討を踏まえ、教学監査基準と教学監査チェックリストをまとめ、公表して、研究会議等を通じ、その内容の普及に努めてきた。

これまでも示してきたが、大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系、及びその監査の視点について、監査事案を交えての解説をし、教学監査とは何か、そして目指すところを理解し、それを大学監査に反映させることにより、大学経営の目的達成に貢献していくことを期待している。

大学は、教育研究の充実化により、その成果を社会に広く還元していかなければならない組織である。そのためにも大学法人がその透明性ある運営を前提に運営基盤を強化し、大学が教育研究の質向上を図るよう継続的に努力していく「攻めのガバナンス」が必要である。この「攻めのガバナンス」には何が重要であり、監査はどうかかわるべきであろうか。健全な大学ガバナンスの中に教学ガバナンスが設けられ、これに基づいて構築された教学マネジメントシステムによって教育研究が推進されることとなる。

そこで、大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系の中での教学監査の位置づけ・枠組みとその監査の視点を押さえ、大学の価値向上と継続的發展を支援する教学監査の在り方を提示した。その際、忘れてはならないことの一つが教学ガバナンスと教学マネジメントシステムの枠組みや体制ばかりでなく、機能しているかを見ることである。そのうえで、それらをもとに協議した。

・ 10月 9日 監査課題研究会議

～私立学校法及び学校法人会計基準改正後の開示実務のあり方～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

今次の私立学校法改正では、事業報告書の記載内容が私立学校法施行規則（「規則」）で定められ、監事の監査対象として法定化される等、従来以上に重要な位置づけとなったものと考えられる。また、学校法人会計基準も学校法人のガバナンスのための会計基準という位置づけから根拠法令が私立学校法に変更され、主に開示を中心とした改正が行われた。このように、今回の私立学校法改正では法人の事業内容等の開示も重要な論点となった。

しかし、2025年4月1日から改正後の基準が適用されるにもかかわらず、現時点（2024年8月31日現在）では、パブリックコメントが終了した段階であり、確定したものとはなっていない。また、基準の改正案を見る限り、今回の改正における最重要論点であるセグメント情報の作成方法については特段の記載はなく、別途規則等が公表されるものと考えられる。その他、実務上は様々な疑問点があるように見受けられる。

また、事業報告書についても、規則29条2項では以下を記載するとしか定めていない。

- ①当該学校法人の状況に関する重要な事項、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）の内容となる事項を除く。）

②私立学校法36条3項5号で定める体制（内部統制システム）の整備についての決議があると
きは、その決議内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

①については、現状の事業報告書の記載で十分かどうか今後検討が必要となり、②については、文部科学省が公表するガイドライン等を参考に記載することになるが、初めて開示する事項であり、何をどこまで記載するか実務上は悩ましいところである。

そこで、現段階における最新の情報とあるべき開示の姿という観点から、実務上の疑問点について検討し、報告し、それらをもとに協議を進めた。

・10月23日 監査課題研究会議

～私立学校法改正による監事監査基準等改訂の方向性及び学校法人会計基準改正による監事監査への影響～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

この時点において、改正私立学校法の施行まで半年を切っており、寄附行為の改正作業は終了されているものと思われるが、内部統制システムへの対応や改正後の学校法人会計基準への対応は、まだまだこれからという学校法人も見受けられる。

私立学校法施行規則（「規則」という。）35条は、会計監査人を設置する学校法人の監事が計算関係書類及び会計監査人の監査報告を受領したときに作成する監査報告の内容、規則40条は、事業報告書及びその附属明細書を受領したときに監事が作成する監査報告の内容を規定している。

これらを見る限り、会計監査人設置法人の監事は、監査報告書作成のために次の諸点を実施する必要がある。①会計監査人の監査の方法及び結果の評価、②事業報告書及びその附属明細書の検討、③理事の職務執行に関する不正又は重大な法令・寄附行為違反の有無の調査、④内部統制システムの整備に関する理事会決議の内容及び運用状況の評価

そこで、③を除けば、監事として正式に実施するのは初めての事項であり、具体的にどう進めていくかはかなり悩ましい問題となり、現時点における最新の情報を基に、実施すべき監査及び監査報告について報告し、それらをもとに協議した。

・10月28日 監査課題研究会議

～ソフトローを活用した監事機能の強化と監査の実効性確保～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

2023（令和5）年の改正私立学校法により、監事の選解任、任期、他の役員等との兼任禁止に関する規定が設けられ、その独立性が強化されている。監事はかかる地位から会計監査並びに理事の業務執行の状況を監査するところ、同法の下では計算関係書類にとどまらず事業報告書が監事の監査対象であることを明確にしている。また、監事は、かかる監査権限のみならず、不正等の行為を発見し、報告をするために、理事長に対する評議員会の招集請求権、理事長に対する理事会の招集請求権、監事による理事会又は評議員会の招集権を行使し、必要に応じ、理事の行為の差止め請求権等を駆使するなど、学校法人運営の透明性を確保することが求められている。さらに、大臣所轄学校法人等には、会計監査人の設置や内部統制に係る理事会決定が義務付けられるなど、監事は、理事会、会計監査人、内部監査部門、ひいては評議員会と連携、協力し、学校法人ガバナンスの健全性を高める機能を果たすことが要請されている。2023年改正私立学校法の下で、監事は学校法人のガバナンスのさらなる適正化に向けてきわめて重要な地位にあることが明らかになったといえる。

他方、2024年6月には、改正私立学校法の施行に向けて、関係省令が改正されたが、大学監査協会では、その動向を踏まえ、監事監査基準や内部監査基準といった既存の基準を改訂するとともに、監事と評議員会とのコミュニケーション・ガイドライン等の新たな基準を策定している。

そこで、今次の改正私立学校法および関係省令と、上記の基準等、いわゆるソフトローの内容を踏まえ、監事はどうあるべきか、監事に求められる資質は何かについて考察したうえで、監事が、内部統制システムを活用し、理事会、会計監査人、内部監査部門、ひいては評議員会など他の機関といかに連携

し、情報を共有するために、上記の基準やガイドラインに設けられた具体的な規定の内容を取り上げ、検討し、さらに、以上を踏まえ、監事監査はどうあるべきか、今後の展望と課題についても若干の検討を試み、それらをもとに協議した。

・ 11月 6日 監査課題研究会議

～私立学校法改正による内部統制整備に向けて監査上整備しておくこと～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

各学校法人において、寄附行為の改正に向けてほぼ検討は最終段階に来ているであろう。一方、2025年3月までに整備すべき内部統制システムの検討はやや遅れている法人が多い状況である。文部科学省において「内部統制整備の基本方針（案）」が示されており、この案を参考に基本方針を決める法人も多いであろう。文部科学省が示された方針案については、相応の規模の法人であれば対応ができるかもしれないが、中小規模の学校法人においては対応が難しいという面も否定できない。また相応の規模の学校法人であっても、内部統制の方針・規程を新たに定めるとなると、既存の仕組みとの整合性を考慮しなければ、法人内の仕組みが硬直化しかねないという問題もある。

また、今回の内部統制の義務付けは企業や公益法人・国立大学法人で先行する仕組みが学校法人に適用されたが、そもそも「内部統制」という言葉が、学校法人内で違和感を持たれることが考えられる。文部科学省で内部統制の定義は「学校法人が、その活動を健全かつ効率的に運営するための仕組みのこと」とされているが、文部科学省の基本方針の項目においてはリスク管理・コンプライアンスなどが多く取り上げられている。なぜ、法人において内部統制を導入するのかを理事会・教職員の納得感がなければ、やらされ感で形式的な内部統制の整備となりかねない。

内部統制システムの整備は2025年3月までには間に合うものではなく、今やらなければならないのは形式的な整備ではなく、学校法人の運営の高度化のために課題は何かと考えることが重要である。文部科学省の示したスケジュールにおいても、内部統制システムの課題認識のプロセスが重要と指摘されている。学校法人が内部統制の仕組みを再整備するにあたり、監査のアプローチとしては、自法人の内部統制上の課題がどうなっているのかという視点がまずは重要であり、2025年4月以降もその運営の仕組みが継続的に見直しされることが重要である。

そこで、改正私立学校法で謳われている内部統制を整備するために必要なことは何か、内部統制を整備するための論点のチェックリスト、そして義務化された後の監事・内部監査での対応をすべきかを提示し、それらをもとに協議を進めた。

・ 11月 26日 内部監査研究会議

～内部監査はどうあるべきかー内部監査人が求められる監査知識・スキルの普及には～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学を取り巻く外部環境はますます厳しくなっている一方で、大学における不祥事は後を絶たず、大学内部管理体制も決して十分とはいえない状況にある。このような環境下で、今後、大学が生き残っていくためには、大学としてのガバナンスの強化と適切な内部統制の整備・運用が不可欠である。その中でも、今後ますます重要な役割を担っていかなければならないのが内部監査であり、一般に内部統制におけるの独立的モニタリング機能を担い、大学の内部統制の有効性評価と改善に資することを期待され、ひいては大学の建学の精神など目標達成に役立つことを目的としている。

各大学では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいるところであるが、それに対応する内部監査を実施することが求められている。そのためには、時代の変化に対応した監査知識やスキルを身につける必要がある。たとえば、学務システム、入試システム、会計システムなどにはどのような機能があるか、利活用する際の留意点（リスク）は何かを理解する必要がある。監事についても、監査を実施するには、デジタル知識が不可欠になっている。

そこで、内部監査の役割を再認識したうえで、デジタル環境におけるリスク・統制・監査に関わるこ

とについて説明し、どのようにしたら内部監査を有効に実施できるか、またそのためにはどのような監査知識やスキルを育成する必要があるのかを考察し、それらをもとに協議を進めた。

・ 12月 4日 内部監査研究会議

～会計検査院制度と指摘事項

－最近の検査報告の概要(大学法人における事例を中心に)を通して～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学法人組織が遂行する業務の中には、内部統制機能が埋め込まれているが、それらは必ずしも組織的体系性に欠けていることが多い。これは内部統制に対する経営者の理解不足や業務都合による業務プロセスの設計、業務の見直しの不徹底等が原因といわれている。内部統制は、経営者が自ら組織の目標を的確に達していくために業務に組み込む仕組みで、教育研究を円滑に進め、大学法人の使命を果たすうえでなくてはならない。

公的研究費について見てみると、単に不正防止や管理強化という守りのコントロールばかりでなく、大学の価値向上と継続的發展を実現するために攻めのコントロールとしての監査を進めることも意義が大きいといえる。

会計検査院の検査を見てみると、不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に着目して経済性、効率性、有効性の観点からの検査(3E検査)を行っており、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っている。

今次の改正私立学校法では、重層的な監査体制の構築として、内部統制システムの整備が掲げられており、大臣所轄学校法人においては、学校法人の業務の適正化を確保するために必要なリスクマネジメント、内部監査、監事の補助、職員等から監事への内部通報等に係る内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことを明確化することが求められている。

そこで、大学法人が陥りやすい内部統制上の脆弱性の把握とその改善方策に寄与することを目的に、会計検査院が毎年度報告する指摘型監査の動向について解説した。そして、会計検査院の検査結果を基に、不適切な事態の内容、検査の観点、発生原因等について学ぶことにより、経営並びに監査にかかわる課題の研究、内部監査における実務上の隘路・問題点の発見、監査実務の方法、検査結果から導き出される真の原因の発見と具体的な改善方法等の究明、さらには予防監査に結び付く内部統制監査などについての考察につながることを期待された。

・ 12月 12日 監査課題研究会議

～実効性ある中期計画の反映がもたらす統合報告と大学価値の伝え方としての統合報告の視点ー予算制度の見直し及び計画と成果に対する監査視点ー～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

2020年4月から施行された改正私立学校法では、認証評価結果の内容を踏まえた中期計画の策定が義務づけられた。一方で、大学が公表すべき情報についても省令等で義務づけられた。このことは大学の運営が中長期視点に立脚して計画されており、かつ、教育と研究の成果である大学価値をわかりやすく社会へ伝えていくことが重要であることを示しているといえる。

本来、中期計画は、建学の理念に基づいた長期計画に基づいて策定されるものでなければならない。また、長期計画に基づいて策定される中期計画は、財政計画とセットになった予算見合いのもので、かつ、数値目標が示されたものでなくてはならない。また、その予算も大学価値を高めていくためには、従来の枠組みにとらわれた予算制度の枠組みを超える必要がある。しかしながら、現状の各大学法人の予算は、従来の枠組みの中だけでとらえ、その枠組みを脱することができずに「十年一日」で変化の少ないもので、中には、中期計画との連動が見られないケースがあるなど、社会環境の変化への柔軟な対応への懸念等の問題点が散見される。

一方、大学は教育研究を通じて、継続的に社会へ貢献していく存在である。このため大学は、教育研

究機能を長期的視点に立って、常に向上させ、大学の価値を高めていくことが求められる。このような大学の価値向上の取り組みは、大学の強みそのものであるが、その内容は、毎年報告される法定の財務報告や事業報告書から読み取るための作業が必要となる。このような大学法人の強みを財務情報と非財務情報とを統合した年次報告書が「統合報告」といわれるものである。この統合報告はIR (Institutional Research) 機能としての意味がある。

現在、国公立を問わず、少子化や競争の激化、財政支援の減少などを背景に、大学の経営状況は厳しくなっている。このような状況下で、大学は持続可能な経営を目指し、統合報告書などの主体的な開示ツールを通じて、組織の透明性を高め、価値を伝える努力が求められている。統合報告書は、財務情報と非財務情報の関連性を明らかにし、財務諸表などの法定開示書類だけでは伝えきれない大学の見えない価値や将来のビジョンを包括的に伝えるものである。大学が、従来の予算制度の枠組みを超えた将来の資金対応についても言及しなければ、真の統合報告にはならない。統合報告が大学の価値を伝える重要な手段であることを考えると、各大学は統合報告の意味を十分に検討する必要がある。統合報告が大学の現在から将来への教育研究のポテンシャルを語るものであるならば、大学の活動を支える財務・予算制度についても、従来の枠組みを超えたアプローチが求められる。

「統合報告」は、組織の長期的な経営戦略と社会的価値とを融合するものであるが、これが企業だけではなく、あらゆる組織に求められる世界的な潮流の中で、大学も、ミッション再定義、3ポリシーの見直し、中期計画の策定、情報公開・説明責任を迫られるようになってきた。大学ガバナンスの果たすべき役割も、この潮流の中で、大きく広がりを見せている。

少子化の進行が止まる兆しはなく、また日本経済の相対的な低下も続いている。このような環境下において、教育研究の水準を向上させていくためには、大学は様々な課題に対応しなければならない。しかしながら、大学における課題にすぐに解決できるものは少なく、場当たりの対応ではなく、十分な検討の下で対応策を考えていく必要がある。このような課題と解決策に関する深い議論をまとめたものが中期計画であり、完成後はすべての役員・教職員の行動の指針となるべきものとする。

また、中期計画を各年度の具体的な活動に落とし込んだ事業計画とこれに基づき編成される予算制度によって、確実に課題解決が図られることが必要である。

このように中期計画、年度事業計画、予算制度を一つのシステムととらえてその在り方を検討することが重要であり、当該システムの有効性を確保することは経営者にとっての最重要の責務の一つと考えられる。また、当該システムの有効性は監事監査あるいは内部監査によって検証されなければならない。

そこで、大学を取り巻く世界の潮流や国内の動向を踏まえ、今後の大学ガバナンスの向かうべき方向性を確認し、監事機能を考えるうえでのポイントを検討し、そのうえで、監査機能を強化するために監査視点をどのように活用できるのかを考察し、それをもとに協議した。

・12月23日 監査課題研究会議

～会計監査人制度創設と内部統制システムの構築に係る課題と

その解決方法―大学監査協会からの公表物の解説と

それを通して監査課題の発見～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学監査協会は、今次の改正私立学校法の施行に向けて、様々な文書を公表し、講演やセミナー等を企画してきた。それらの中で、特に、学校法人の内部統制の構築運用とこれに関する監査、評議員会の役割強化に伴う監事の関わり方、会計監査人制度の創設に伴う会計監査人と監事の連携、常勤監事の必要性和非常勤監事の役割などは、いずれも重要なものであり、各学校法人は改正法施行前から検討を加え、体制を整備しておかなければならない重要な事項である。とりわけ大臣所轄学校法人等においては、会計監査人制度の創設とそれに伴う会計基準の制定への対応、さらに内部統制システムの整備への対応などが喫緊の課題となっている。それらはすべて、大学のガバナンス改革の一環で、改正法の施行時には、それに間に合わせることに終始し、ともすれば形ばかりの対応に陥ってしまいがちである。しかし、それでは、今回の私立学校法改正の意義や目的がなおざりにされるおそれがある。各法人はどのようにガバナンス改革をしていかななくてはならないかについて対応しなくてはならない。

そこで、上記各種文書の内容と要点の解説を通して、諸々の課題をとりあげ、その解決方法を提示した。特に監事監査基準改訂版を踏まえながら、施行まで3カ月余りのこの時期に、監事に何が求められているのか、その資質はどのようなことが望ましいと考えるかを再確認した。それらの解決方法および再確認を通して大学ガバナンスはどうあらねばならないかを提示し、それらをもとに協議を進めた。

刊行物

- ・大学監査協会ニュース No.16

【基準類】

- ・「学校法人監事監査基準等」の改訂
- ・「大学法人における監事監査の強化・充実に関する指針」の改訂
- ・「大学の内部監査基準」の改訂
- ・「監事と会計監査人との連携に関する実務指針」の制定
- ・「会計監査人の選任及び評価基準の策定に関する監事監査実施基準」の改訂
- ・「大学ガバナンスコード」の改訂

【研究成果】

- ・「監事機能から見た常勤監事の必要性和非常勤監事の役割」の策定
- ・「監事と評議員会とのコミュニケーション・ガイドライン」の策定

【事業計画書】（2024年度）

大学が社会の公器として、教育研究の質を担保し、社会へ貢献していくためには「大学法人の経営の体質改善を通じた質の向上」及びその質の向上に必要な「ガバナンス強化と意思決定プロセスの透明性の向上」が求められる。当協会は、設立の趣旨を踏まえ、監査を通して大学価値向上に資するべく下記を基本方針として事業を計画する。

1. 「大学監査は、大学法人の価値向上のために存在する」という基本理念のもと、大学における監査概念の確立と大学法人への啓蒙活動を行う。
2. 大学監査並びに関連諸分野についての理論及び実務へ展開するための監査基準の確立と啓蒙活動を行う。中でも大学の教育の質的管理体制に関する教学監査については、そのガバナンス及びマネジメントについて評価する視点を明確にし、実務へ展開していく。
3. 監事・内部監査人の専門的能力の向上及び監査の質と実効性の向上、並びに会計監査人との三者間の情報共有、大学等の交流促進を図るため三様監査の位置づけを明確にする。
4. 大学運営全般並びに監査に関する情報収集・調査研究を行うとともに、文部科学省等に対し政策提言できる組織体制を構築するとともに、インタラクティブな情報提供体制を充実させる。
5. 大学監査概念啓蒙活動のためのコミュニケーションルート拡大を行う。

上記の基本方針を踏まえ、下記の2課題に取り組む。改めて言うまでもなく、大学は、社会的責任を果たす責務があることを自覚し、大学法人の価値向上のために大学監査が存在することを理解することが重要である。そのため、大学法人という組織の特性を踏まえ、大学に特化した監査を研究していく必要がある。本協会は、監査に関する基礎的な知識を提供するだけでなく、応用的、実践的な研究を行い、その成果を提起することと特徴とする。これまでの研究成果をさらに発展させて2024年度の事業計画を推進することとする。

- I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念・監査体系と監査手法の確立と啓蒙普及
- II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念と監査手法の確立と啓蒙普及

大学監査の実施者は、主に監事と内部監査人に区分される。内部監査は、組織の活動状況や仕組みの調査を通して各大学の特性を把握し、そこに潜む問題点(リスク)を洗い出すことにより、大学組織自らが是正活動を行って組織を発展させることを促すために行われる。監事監査はこれに加え大学における不適切な意思決定及び業務執行を適時に是正することが求められる。なお、公認会計士監査は監査基準(令和2年11月6日改正 企業会計審議会)に準拠して財務諸表の適正性を保証するために行われるが、大学を対象とする場合であっても目的や実施内容が変わることはない。

大学における監査概念形成に関する基礎研究を一層進めて概念を明確化するとともに、これに基づいて具体的な監査手法を確立させ、各大学に啓蒙普及させていく。

大学監査の機能を1. 経営監査、2. 財務監査、3. 教学監査、4. 業務監査の四機能に分類し、これらの概念及び手法の確立を継続して行うとともに、当協会が策定してきた各種研究結果を体系的観点から見直すものとする。私立学校法改正に伴い、これに対応した基準等及びガイドライン・指針等の新規作成及び改訂が必要となる。したがって、統括・調整する組織である企画委員会を中心に、大学監査の現状を把握するとともに、大学監査の概念並びに監査手法の体系の確立に向けて、前年度に引き続き協議を進める。このほか、調査研究機能を生かして大学監査の視点から大学価値向上に向けた提言等を行う。

1. 大学監査の機能

1-1 経営監査機能

- (1) 大学法人に求められるガバナンス機能・内部統制機能、マネジメントシステムの評価視点について各分科会において検討する。当該検討結果に基づき大学法人における監事監査・内部監査に関するツール(基準、マニュアル、計画、調書、チェックリスト)の開発・改良と実用化を図る方策を研究する。
- (2) ガバナンス機能の目的は、大学経営の適切性を確保することにあるが、そのためには、大学の経営者や組織運営の責任者が具備しなければならない資質を評価することも必要である。したがって、監査対象には、経営者に求められる特性を把握し、その特性を補完・育成する仕組みを組織の中に構築できているかを確認する機能をも含むものである。これらの要素を明らかにするための研究を行う。
- (3) 内部統制機能は、経営者が組織目的達成のために組織内におけるすべての業務に組み込まれているプロセスである。内部統制の意味と役割を明確にし、内部統制を有効に機能させるための視点と内部統制に対する監査視点について研究する。
- (4) 少子化、国際化、法令改正等、大学法人を取り巻く環境変化への対応は、大学法人にとって喫緊の課題である。大学法人の経営においては、これらの課題に対する経営者・教学部門責任者の意識の向上が不可欠でありその対応方策等について研究する。
- (5) これらは、大学そのものが持つ特性と各大学が持つ個別の特性を踏まえたものである必要があり、その類型化に関する研究を行う。

1-2 財務監査機能

大学における財務領域に関する監査は、監事による財産の状況監査及び計算書類の作成プロセスに関する理事の業務執行に関する監査、及び内部監査に大別される。また、私立学校振興助成法監査を実施する独立監査人(公認会計士又は監査法人)は、作成された計算書類に対し、大学から独立の立場からその適正性を保証する。

これからの大学に求められる戦略的経営においては、財務上のリスクをコントロールしながら、作成された財務情報を十分活用していくことが不可欠である。そのためには、適正な財務情報が適時に提供される体制が必要であり、これを支援する財務監査機能のあるべき姿について研究を行う。

1-3 教学監査機能

教学監査は、教学部門を対象とした教学ガバナンスと内部質保証マネジメントを含む教学マネジメントシステムに関する評価である。これらの監査対象は、いずれも教育研究を取り巻く組織であるが、教育研究の内容ではなくガバナンス及びマネジメントシステムである。教学監査は、大学そのものが持つ特性と個々の大学が持つ特性を踏まえる必要があることから、その類型化に関する研究を行う。

多岐にわたる大学法人の業務のうち、その主たる業務である教学業務をサブマネジメントシステムの単位に分割して体系化を行い、各マネジメントシステム単位でシステムの評価＝監査ができるようにする必要がある。また、内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、大学法人組織全体のシステムとしてとらえ、マネジメントシステムとしての評価の必要がある。また、自己点検・評価、第三者評価に関する対応状況も教学監査の一環としてとらえる必要があり、このための研究をさらに進める。

1-4 業務監査機能

大学法人においては、教学業務以外にも様々な業務が存在する。これらの業務を適正性・有効性・効率性・経済性・倫理性の視点からリスクマネジメントの態勢、業務運用の適切性、業務に組み込まれている内部統制の有効性等について評価していく必要がある。このための監査視点・監査手法等について調査研究を行い、経営に資する監査手法の確立を目指すための研究を行う。

2. 委員会・分科会

上記機能を発揮させ、大学監査体系としてとりまとめるため、以下の**加盟組織・個人及び有識者**からなる委員会・分科会を設置する。

2-1 企画委員会

- (1) 法改正への対応として、当協会の事業運営のあり方並びに大学監査機能の基本的考え方の改訂等を協議し、その結果を理事会に提示する。
 - (2) 各種委員会の検討内容の方向性について当協会の基本方針や理事会等の決議を基に調整を行うとともに、各研究会議及び研究会における企画内容についても検討を行う。また、大学監査が抱える課題に対応するため、必要に応じて加盟校の実態を調査する。
 - (3) これまで本協会が策定してきた、監事監査基準、内部統制基準、内部監査基準、教学監査基準並びにそれら基準にかかわるマニュアル、チェックリスト等の見直しの要否を検討し、各分科会等に改訂を依頼する。また、これらの基準等の普及を促進するための方策を検討する。
 - (4) 大学法人を取り巻く各種法令と法人ガバナンス及び教学ガバナンスとの関係性について調査研究を行う。
 - (5) 監査効率並びに監査品質の向上を目的に、独立監査人・監事・内部監査人が連携する三様監査のあり方、制度上の問題点等について検討する。
 - (6) 大学を取り巻く環境変化とリスク、各種法令と法人ガバナンス・教学ガバナンス上の関係性についての研究を行う。
 - (7) 次年度の事業計画案を策定する。
- 上記計画は、内容により年次計画を作成して進める。

2-2 内部統制分科会

- (1) 組織目的を達成するために業務に組み込まれている内部統制機能は、必ずしもその役割・必要性等が教職員にまで十分に理解されているとは言えない状況にある。内部統制の概念が経営者を含む大学法人全体へ浸透するよう、内部統制基準及び内部統制監査チェックリストの普及について検討する。
- (2) 大学法人が自らの価値を向上させ、社会へ貢献していくためには、大学法人は、大学間並びに社会での自らのポジショニングを的確に把握しなければならない。そのために必要不可欠な IR (Institutional Research) 機能とリスクマネジメント機能及びこれらの体制を支えるためのマネジメントシステムには、信頼性の高い内部統制システムの構築が必要である。これらのシステ

ムの適切な構築と監査視点に関する研究を進め、監査実務に直結するチェックリストを策定する。

2-3 内部監査分科会

- (1) 内部監査担当者の技術並びに内部監査の有効性向上のために、大学法人の実情に即した内部監査力向上のためのプログラムの開発及び改善・進化を図るとともにその普及活動を行う。
- (2) 内部監査は、大学法人及び大学組織の業務を組織から独立した立場で客観的な視点により確認する行為である。このため内部監査人に求められる監査知識・スキルの普及活動を行う。

2-4 教学監査分科会

- (1) 教学監査は、大学法人が設置した大学の管理運営状況を監査する実務体系である。このため教学ガバナンス・教学マネジメントシステム、教学部門における内部統制の構築状況について監査を行うために策定した教学監査チェックリストの点検・見直しを行うとともにその普及を促進する。
- (2) 内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、マネジメントシステム監査の視点からその評価基準等の確立と普及に努める。

2-5 監事監査分科会

- (1) 監事は大学法人のガバナンスの中核的担い手であり、三様監査におけるリーダーとしての役割を果たさなければならない。監事がその職責を十分果たせるよう学校法人監事監査基準等などの見直しを行う。特に、私立学校法改正に伴い、これに対応するために必要なガイドライン、指針等を整備する。
- (2) 私立学校法は、監事の職務として学校法人の業務を監査するものとしているが、この記載だけでは何をどこまでやれば監事としての職責を果たしたことになるのかが明確ではない。監事が実施すべき業務監査のあり方を検討し、またそれが実行可能となるよう知識・スキルの普及を図る。

II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

大学監査の一層の充実を目的に、①企画委員会・分科会での最新の研究成果の公表と意見聴取、②監査基準・監査手法に関する情報提供、③大学を取り巻く諸課題と大学運営に関する情報提供、及び④内部監査人・監事が承知しておくべき監査課題事項、⑤教育関係法令・行政関連事項の情報提供・問題提起の場として、主として会員校の監事、内部監査人、理事・管理者、学校法人監査を担当している公認会計士等を対象として以下に列挙したような研究会議を開催する。

1. 監査課題研究会議

(1) 企画委員会・分科会での最新の研究成果の公表と意見聴取

監査に関する研究は、職業的専門家である公認会計士監査（財務諸表監査）に関するものが中心であり、業務監査に対する研究は十分とはいえない。特に、学校法人の業務監査については、ほとんど研究されてこなかったのが実情である。当協会では、大学の特性に適合した業務監査という視点からその概念形成・監査基準等の策定を進めているが、その最新の研究成果を公表し、大学現場の意見を聴取する場として研究会議を開催する。

(2) 監査基準・監査手法に関する情報提供

大学監査機能とは、経営部門の意思決定プロセス及び教学を含む大学法人全般の業務執行を対象とする監査機能であり、監事及び内部監査人はその課せられた責任を十分果たし、これを遂行することが求められる。このため監事・内部監査人を対象に、監査の方法論並びに実務上の隘路・問題点等、監査業務に関する必要な知識の修得、独立監査人と監事・内部監査人との連携、多様な監査体験の共有、あわせて監事相互の情報・意見の交流を目的として研究会議を開催する。

(3) 大学を取り巻く諸課題と大学運営に関する情報提供

大学は、学校関係法令以外にも様々な法令等によって規制されている。また、社会の大きな変化

についても把握しておく必要がある。これら大学運営に影響する様々な状況変化に対し大学は機敏に対応していかななくてはならないが、監査人もこれらの諸課題の本質的な把握と問題意識を高められるよう問題提起を行う必要がある。このための研究会議を随時開催する。

(4) ガバナンス及びマネジメントに関する情報提供

大学が有効に機能するためには、その前提として大学法人経営のあり方（ガバナンスのあり方、マネジメントシステムの構築その他）を確立させる必要がある。本会議は、大学法人の経営を担う責任者を対象に、大学法人の経営体質の改善を目的として、大学法人の組織と監査機能を十全に果たすための人と組織等のあり方について、先進的な大学等における事例やリスクマネジメント等の視点から討議し、法人及び大学のガバナンス及びマネジメントの強化に資することを目的として研究会議を開催する。

2. 教学監査研究会議

本研究会議は、大学における内部質保証並びに教育研究を取り巻く周辺業務の信頼性向上のため、教学監査の概念と実務の正しい理解をコンセプトに、教学監査分科会の研究成果に基づいて教学監査の意味と目的を検討し、現在策定している教学業務監査の基準並びに内部質保証マネジメントシステムに関する監査の基準及び手法をさらに発展・深化・普及させるため研究会議を開催する。

3. 内部監査研究会議

本研究会議は、内部監査担当者並びに監事スタッフを対象に、①内部監査担当者に求められる資質の醸成、②内部監査の理論及び手法の体系的教育、③内部監査実務への展開方法、④内部監査人として承知しておくべき重要課題の把握等に関する知識・スキルの高度化を目的に開催する。併せて、本協会が作成した大学内部監査の枠組みである内部監査基準、チェックリスト等について普及させることにより、個々の内部監査担当者等の知識・スキルの底上げも図る。このほか、内部監査人に求められる監査知識と手法を基礎から身につけるプログラムの充実を図るとともに、「コンサルティングレビュー」機能を有する内部監査を進めるための役割を果たせる人材の育成をめざし、内部監査・専門知識と監査遂行のための方法論の修得を踏まえた、一定のカリキュラム体系に基づくプログラムを作成する。

4. 大学監査のためのエッセンシャル監事研修

監査の目的を達成するためには、あるべき姿と現実とのギャップを認識し、ギャップ解消のために有益な改善案を提示することが求められる。いかなる業務であっても、あるべき姿を提示できる監査人となるためには、監査の文法に相当する内部統制、ガバナンス、リスクマネジメントといった基本的概念の理解が不可欠である。また、全ての監事や内部監査人が大学内でキャリアを重ねてきたわけではないため、私立学校法や関係する省令、学校法人会計基準等に必ずしも精通していない場合も考えられるが、これらの知識なしで有効な監査を行うことはできない。

過去の監査を踏襲するのではなく、より高いレベルの監査を行うために必要な知識を体系的に提供し、有効かつ効率的な監査が実施できるよう研修会を開催する。

【会員の増減】

入・退会の状況

区 分	2023年度	2024年度	入 会	退 会
法 人	150	145	3	8
個 人	13	15	2	0
計	163	160	5	8

【2024年12月31日現在の会員名簿】

法人会員			
1 愛知医科大学	56 実践女子学園	111 白鷗大学	
2 愛知学院	57 芝浦工業大学	112 兵庫医科大学	
3 愛知大学	58 秀明学園	113 福岡工業大学	
4 IPパートナーズ	59 十文字学園	114 福岡大学	
5 青山学院	60 順天堂	115 福原学園(九州女子大学)	
6 朝日大学	61 城西大学	116 福山大学	
7 あずさ監査法人	62 常翔学園	117 藤田学園(藤田医科大学)	
8 幾徳学園(神奈川工科大学)	63 上智学院	118 藤村学園(東京女子体育大学)	
9 稲置学園(金沢星稜大学)	64 聖徳学園	119 文京学院	
10 茨城キリスト教学園	65 昭和女子大学	120 文教大学学園	
11 イマジネーション	66 菅原学園(至誠館大学)	121 北星学園	
12 岩手医科大学	67 青淵学園(東都大学)	122 北杜学園	
13 梅村学園(中京大学)	68 聖学院	123 北海道科学大学	
14 追手門学院	69 聖心女子学院	124 松山大学	
15 大阪医科薬科大学	70 西南学院	125 宮城学院	
16 大阪学院大学	71 聖マリアンナ医科大学	126 民間外交推進協会	
17 大阪経済大学	72 創価大学	127 武庫川学院	
18 大阪産業大学	73 園田学園	128 武蔵野大学	
19 大阪歯科大学	74 大正大学	129 武蔵野美術大学	
20 大阪信愛女学院	75 大東文化学園	130 明海大学	
21 大妻学院	76 太陽有限責任監査法人	131 明治学院	
22 沖縄科学技術大学院大学学園	77 谷岡学園(大阪商業大学)	132 明治大学	
23 学習院	78 智香寺学園(埼玉工業大学)	133 名城大学	
24 加計学園(岡山理科大学)	79 中央大学	134 明星学苑	
25 神奈川大学	80 中部大学	135 目白学園	
26 川崎学園(川崎医科大学等)	81 津田塾大学	136 桃山学院	
27 関西医科大学	82 鶴学園(広島工業大学)	137 森ノ宮医療学園	
28 関西大学	83 都留文科大学	138 立教学院	
29 関西学院	84 帝京大学	139 立正大学学園	
30 関東学院	85 帝塚山学院	140 立命館	
31 北里研究所	86 東海大学	141 龍谷大学	
32 共愛学園	87 東京医科大学	142 和光学園	
33 京都産業大学	88 東京女子医科大学	143 早稲田大学	
34 京都女子学園	89 東京聖徳学園	144 渡辺学園(東京家政大学)	
35 京都成安学園	90 東京電機大学	145 和洋学園	
36 京都橘学園	91 東京農業大学		
37 京都文教学園	92 東京薬科大学		
38 杏林学園	93 東京理科大学		
39 近畿大学	94 同志社	個人会員	
40 久留米大学	95 東邦大学	1 池田 泰三	
41 光華女子学園	96 東北医科薬科大学	2 井上 邦彦	
42 工学院大学	97 東北工業大学	3 岡本 眞一	
43 高知県公立大学法人	98 東北文化学園大学	4 梶間 栄一	
44 神戸学院	99 東洋大学	5 菊地 裕明	
45 神戸女学院	100 獨協学園	6 工藤 重之	
46 國學院大學	101 トヨタ学園	7 小平 俊行	
47 国際総合研究所	102 中内学園(流通科学大学)	8 猿山 義広	
48 国際武道大学	103 中村産業学園(九州産業大学)	9 清水 明毅	
49 国士館	104 南山学園	10 奈尾 光浩	
50 産業医科大学	105 日通学園(流通経済大学)	11 中川 晃	
51 産業能率大学	106 日本医科大学	12 八田 英二	
52 滋慶学園	107 日本工業大学	13 藤田 和子	
53 慈恵大学	108 日本女子大学	14 松本 香	
54 静岡文化芸術大学(公立大学法人)	109 日本大学	15 丸山 志げ子	
55 自治医科大学	110 根津育英会武蔵学園		

【役員名簿】 2024年12月31日現在

会 長 (理事)	高 祖 敏 明	上智大学	名誉教授
副会長 (理事)	田 中 愛 治	早稲田大学	総長
副会長 (理事)	八 田 英 二	同志社	総長・理事長
理 事	明 石 勝 也	聖マリアンナ医科大学	理事長
〃	新 井 英 夫	松山大学	理事長・学長
〃	入 澤 崇	龍谷大学	学長
〃	池 内 啓 三	関西大学	相談役
〃	大 谷 哲 夫	都留文科大学	顧問
〃	河 合 久	中央大学	学長
〃	小 林 弘 祐	北里研究所	理事長
〃	木 南 英 紀	順天堂大学	学長特別補佐
〃	重 松 博 之	会計検査院	元会計検査院院長
〃	松 藤 千 弥	東京慈恵会医科大学	学長
〃	山 田 清 志	東海大学	理事
〃	吉 岡 俊 正	東都大学	学長
専 務 理 事	赤 坂 雄 一	大学監査協会	事務局長
監 事	大田原 真 美	民間外交推進協会	アドバイザー
〃	松 本 香	公認会計士	

【委員会等委員名簿】

・企画委員会

委員長	百合野 正 博	同志社 監事
委 員	佐 藤 信 行	中央大学 副学長 法科大学院教授
〃	鈴 木 康 洋	弁護士
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	牧 野 光 則	中央大学 理工学部教授
〃	宮 田 永 生	統計科学研究所 事務局長

・内部統制分科会

主 査	尾 崎 安 央	早稲田大学 法学学術院教授
委 員	伊 藤 靖 史	同志社大学 法学部教授
〃	植 草 茂 樹	公認会計士
〃	尾 形 祥	早稲田大学 法学学術院教授
〃	恩 田 佑 一	有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー
〃	佐 藤 修一郎	中央大学 理工学部教授
〃	道 野 真 弘	近畿大学 法学部 教授

・教学監査分科会

主 査	牧 野 光 則	中央大学 理工学部教授
委 員	大 山 龍一郎	東海大学 学長補佐 工学部教授
〃	倉 部 真由美	法政大学 法学部教授
〃	高 田 晴 仁	慶應義塾大学 大学院法務研究科教授

〃	安 岡 高 志	帝京大学高等教育開発センター長
---	---------	-----------------

・監事監査分科会

主 査	尾 崎 安 央	早稲田大学 法学大学院教授
委 員	安 達 勉	元実践女子大学 常勤監事
〃	植 草 茂 樹	公認会計士
〃	尾 形 祥	早稲田大学 法学大学院教授
〃	武 田 典 浩	国士舘大学 法学部教授
〃	堀 井 佑 介	大阪大学国際共創大学院学位プログラム推進機構 学位プログラム企画室 教授
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士

・監事監査事案研究プロジェクトチーム

主 査	百合野 正 博	同志社 監事
委 員	安 達 勉	元実践女子大学 常勤監事
〃	植 草 茂 樹	公認会計士
〃	武 田 典 浩	国士舘大学 法学部教授
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	宮 田 永 生	統計科学研究所 事務局長
〃	安 岡 高 志	帝京大学高等教育開発センター長